

## 2021. 4. 27 第45回口頭弁論期日後の記者会見要旨

第45回口頭弁論期日が終わりました。

前回の期日は2月9日でした。3月11日、福島第1原発の事故から10年経ちましたが、溶け落ちた核燃料の取り出し作業の目処も立っていません。取り出しができないのではないのでしょうか。現在の法規制では、廃炉は、解体・撤去となっていますが、福島第1原発では、解体・撤去という方法での廃炉は不可能だと思われます。また、運転をやめた後の核燃料を保管する場所もありません。今後、最終処分場ができるかどうか分かりません。そのような状況にありますから、原子炉の廃炉の方法として、解体・撤去としていることが改められなければならないのではないのでしょうか。昨日がチェルノブイリ原発の事故から35年の日でした。チェルノブイリ原発では石棺化しました。そのような方法もあり得ると思います。

そして、政府は、福島第1原発で溜まり続けている処理水（アルプスで浄化しても取り除けないトリチウム等の放射性物質が残っている処理水）を、海に捨てるということを決めました。福島第1原発の事故は、まだまだ被害を拡大し続けている現状にあることを私たちは忘れてはなりません。原発事故が起きたら、とんでもないことになるということ、私たちは、福島第1原発の事故で学んだはずです。裁判官も、一部の方々かもしれませんが、原発は運転させてはならないと考えるようになってきました。今年3月18日、水戸地方裁判所は、東海第2原発の運転を差し止めるという判決を言い渡しました。深層防護の第1層から第5層のいずれかで安全性に問題があれば原子炉は安全だとは言えない、周辺住民の生命、身体が侵害される具体的危険があるというべきである、という判断です。そして、東海第2原発では、第5層の防護について、実現可能な避難計画ができていないとして、運転を差し止めました。福島第1原発の事故を経験した者として、科学論争に巻き込まれることなく、原発を止める考え方として、あり得る判断だと考えます。尤も、同裁判所が、第1層から第4層までは看過しがたい過誤欠落があるとまでは認めなかったことは、誠に残念な判断でした。とは言っても、第5層の避難計画が実現可能ではないということで運転を差し止めるという論理は、浜岡原発でも、そのまま使ってもらいたい判断方法です。

同じ日に、広島高裁は、伊方原発について、昨年1月17日の広島高裁の決定を取消し、住民らの申立てを認めないという決定をだしました。この決定は、住民側に人格権侵害の具体的危険の立証責任を負わせるもので、とんでもない決定です。裁判官によっては、福島第1原発の事故から何も学んでいない方がいるということを示すものです。

本件の担当裁判官も変わりました。私たちは、新しい裁判官が、福島第1原発の事故を自分のこととして考えてくれることを期待します。前の裁判体でさえ、中部電力に対し、敷地内の断層について、原告が主張していることに対する認否反論があれば早く出すようにと求めています。少なくとも、この姿勢は、維持してもらわなければなりません。

私たちの訴えを裁判所が認めるように、訴訟を一步一步進めていきます。今後とも、皆様のご協力とご援助をお願いいたします。

弁護士 鈴木 敏 弘